

公示第 7 号

公示送達書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、南山城村において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第 20 条の 2 及び南山城村税条例第 18 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

京都府相楽郡南山城村長 平 沼 和 彦



記

書類の表示	送達を受けるべき者 氏 名 又 は 名 称	所在不明前の住所、その他
令和 8 年度 個人村府民税 (特別徴収) 督促状・納入書	株式会社 J A M インターナショナル	京都府綴喜郡宇治田原町大字 南小字上ノ山 6 - 17